








仕 様 書

令和7年度別府駐屯地空調機保守点検整備

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	科付係長	営繕主任	施設管理	設計者
						後関	

令和7年度別府駐屯地空調機保守点検整備

表 紙

仕 様 書

件 名	令和7年度別府駐屯地空調機保守点検整備	作成年月日	令和7年2月28日
		所 属	別府駐屯地業務隊
		作成者階級氏名	防衛技官 松田 学

1. 適用範囲 : 本仕様書は別府駐屯地において実施する空調機保守点検整備について適用する。
2. 実施場所 : 大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地
3. 実施概要 : (1) 302号の水冷リングエットの点検整備
: (1) 309号、626号、629号、642号の水冷リングエット及び冷却塔の点検整備
(2) 642号のイーハートリングエットの点検整備
(3) 306号、620号の空冷リングエットの点検整備
(4) 630号、504号のパッケージ型空調機及び室内機の点検整備
(5) 504号の水蓄熱ユニットの点検整備
4. 実施要領 : (1) 設置場所及び機材緒元

設置場所	メーカー名	空調機		冷却塔		蓄熱槽	室内機台数
		型式	能力	型式	能力		
別府駐屯地	302号隊舎	ダイキン	UW80MD6R	274KW			
	306号隊舎	三菱電機	CAHV-P1180A2H-BS	118KW			
		三菱電機	CAHV-P1180A2H-BS	118KW			
	309号隊舎	ダイキン	UW60MD-C	198KW	TIF606S	257KW	
	626号隊舎	ダイキン	UWD3350F6C	335KW	HT-100SQ b	453KW	
	629号隊舎	三菱重工	MCUJ-2650	219KW	NT-80ES	362KW	
	620号隊舎	三菱重工	MCA-P375C	37.5KW			
	642号建物	三菱電機	MCR-SP50KE	165KW	SKB-50R	226KW	
		昭和鉄工	CV-170EK	149KW			
	630号建物	三菱電機	PUHY-P450BM-B1	45KW			6
504号建物	日立	RAS-NP400FST	56KW/5.85 [°]			1基	9
		RAS-NP280FST	40KW/4.41 [°]			1基	4
		RAS-NP224FST	33.5KW/4.06 [°]			1基	4
		RAS-NP224FST	33.5KW/4.06 [°]			1基	2
		RAS-NP224FST	33.5KW/4.06 [°]			1基	2
		RAS-NP112FST	12.5KW/1.38 [°]			1基	1

※空欄の箇所は無、もしくは保守点検外とする。

(2) 保守点検整備時期及び回数

ア 時期 : 5 月 (基準)

イ 回数 : 1 回

(3) 写真は保守点検実施前、完了後及び作業段階毎及び担当官の指示する箇所を撮影し提出するものとする。

(4) 保守点検内容

ア 当該空調設備の冷房使用前保守点検整備を行い、空調設備が本来の性能を発揮しかつ正常な運転が維持できるように実施する。

イ 点検整備項目

- (ア) 電気系統
 - a 電磁開閉器接点点検
 - b ヒューズ、ブレーカ及び配線の点検並びに電気系統各端子の増締め
 - c サーモスタッド、スイッチ類の電気系統機能部品作動テスト
 - d インターロック回路、各種保護リレー等の作動テスト
- (イ) 機器関係
 - 膨張弁、凝縮器、冷却塔、可溶栓の点検調整
- (ウ) ガス漏れ点検
 - a 冷媒配管系統のガス漏れ点検
 - b 冷媒量のチェック
- (エ) 冷却塔
 - a 本体の清掃、バルブ等の点検及び水張り
 - b ファンの回転状態等の点検
- (オ) 氷蓄熱
 - a 槽の外観点検及び外部清掃
 - b 水の張替え及び水質点検
- (カ) 室内ユニット
 - a モーター等の音、振動の点検
 - b フィルター等の清掃
- (キ) エアーハンドリングユニット
 - a フィルター等の清掃
 - b ファンの回転状態等の点検

ウ 計測項目

- (ア) 圧縮機、制御装置及び各モーター操作回路及び操作配線の絶縁測定
- (イ) 圧縮機の高圧、低圧、油量、吐出温度、吸入温度の測定
- (ウ) 圧縮機の運転電流値の測定
- (エ) 冷却水出口、入口部分の温度測定

5. 一般事項 :
- (1) 本役務は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」に基づき実施する。
 - (2) 請負者は、保守点検整備を実施した全機種 of 空調機保守点検作業報告書を作成し担当官に提出するものとする。
 - (3) 点検者は、冷媒フロン類取扱技術者等の十分な知見を有する者とし、免状もしくは講習終了証等のコピーを提出するものとする。
 - (4) 本仕様書に記載なき事項でも当然保守点検整備が必要な事項及び担当官が軽微な事項を指示した場合には請負者の負担において実施するものとする。
 - (5) 保守点検に際し、本作業外の箇所を汚・破損させた場合は速やかに担当官に報告するとともに請負者の負担において速やかに原型に復旧させるものとする。
 - (6) 本仕様書及び点検実施時に疑義を生じた場合並びにその他不明な事項は担当官と協議の上実施するものとする。

仕 様 書

令和7年度大分分屯地空調機保守点検整備

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	科付係長	営繕主任	施設管理	設計者
						後関	

令和7年度大分分屯地空調機保守点検整備

表 紙

仕 様 書

件 名	令和7年度大分分屯地空調機保守点検整備	作成年月日	令和7年2月28日
		所 属	大分分屯地総務科管理班
		階級・氏名	防衛技官 椎原 圭一

1 適用範囲

本仕様書は「令和7年度大分分屯地空調機保守点検整備」について適用する。

2 実施場所

大分県大分市大字駕野129番地 陸上自衛隊大分分屯地

3 概 要

- (1) 87号・101号の水冷チリングユニット及び冷却塔の点検整備
- (2) 93号・97号・104号・114号のパッケージ形空調機・室内機及びヒートポンプチラーの点検整備
- (3) 113号のヒートポンプチラー及びユニット型空気調和機の点検整備

4 実施要領

(1) 設置場所及び機材諸元

設置場所	メーカー名	空調機		冷却塔/空気調和機		室内機 台数
		型式	能力	型式	能力	
87号隊舎	日立	RCU40W2B	91kw	MT-4014LK	118kw	
101号隊舎	日立	RCUJ450WB	30kw	MT15L1K	68kw	
93号建物	ダイキン	SR8JB	21kw/5.97 ^ト			
97号建物	日立	RP-J560HP-S	50kw/14.22 ^ト			3
		RAS-J224FS	22.4kw/6.37 ^ト			1
104号建物	ダイキン	RXYJ364KD	36kw/10.24 ^ト			4
114号隊舎	三菱	PUSY-P160MH1	16kw/4.55 ^ト			4
		PUHY-P280DMG4	28kw/7.96 ^ト			4
		PUHY-P630SDMG4-BS	63kw/17.91 ^ト			16
		PUHY-P450DMG4-BS	45kw/12.80 ^ト			13
		PUHY-P400DMG4-BS	40kw/11.37 ^ト			11
		PUSY-P140MH1	14kw/3.98 ^ト			2
		PUHY-P224DMG4	22.4kw/6.37 ^ト			4
113号建物	東芝	RUA-SP243HLK1	85kw			
	東芝	RUA-TBPO305HLK	96kw	CV-070EK	60kw	

※空欄の箇所は無、もしくは保守点検外とする。

(2) 保守点検整備時期及び回数

- ア 時期：6 月
イ 回数：1 回

(3) 保守点検内容

ア 点検整備項目

(ア) 電気系統

- a 電磁開閉接点点検
- b ヒューズ、ブレーカー及び配線の点検並びに電気系統各端子の増締め
- c サーモスタット、スイッチ類の電気系統機能部品作動テスト
- d インターロック回路、各種保護リレー等の作動テスト

(イ) 機器関係

膨張弁、凝縮器、冷却塔、可溶栓の点検調整

- (ウ) ガス漏れ点検
 - a 冷媒配管系統のガス漏れ点検
 - b 冷媒量のチェック
- (エ) 冷却塔
 - a 本体の清掃、バルブ等の点検及び水張り
 - b ファンの回転状態等の点検
- (オ) 室内ユニット
 - a モーター等の音、振動の点検
 - b フィルター等の清掃

イ 計測項目

- (ア) 圧縮機、制御装置及び各モーター操作回路及び操作配線の絶縁測定
- (イ) 圧縮機の高圧、低圧、油量、吐出温度、吸入温度の測定
- (ウ) 圧縮機の運転電流値の測定
- (エ) 冷却水出口、入口部分の温度測定

5 一般事項

- (1) 本役務は、当該空調設備の冷房使用前に保守点検整備を行い、空調設備が本来の性能を発揮しかつ正常な運転が維持できるように実施する。
- (2) 本役務は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」に基づき実施する。
- (3) 点検者は、冷媒フロン類取扱技術者等の十分な知見を有する者とし、免状もしくは講習修了証等のコピーを提出するものとする。
- (4) 本役務にあたり、他の施設等には損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万一他に損傷を与えた場合には請負者の負担において原形に復旧するものとする。
- (5) 請負者は施工にあたり、作業前、作業中、作業後、主要な作業段階毎の状況その他監督官の指示する箇所をカラー写真で撮影し、必要書類とともに綴り、監督官に提出する。
- (6) 本役務に関連し発生した事故については、請負者において責任を持つものとし、万一事故が発生した場合、官側は一切責任を負わないものとする。
- (7) 請負者は仕様書及び作業に際し、相違、疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (8) 本仕様書に記載なき事項についても保守点検整備が必要な事項及び監督官が軽微な事項を指示した場合には、請負者の責任において実施するものとする。